

令和8年度応急住宅対策訓練実施等業務委託 委託業務仕様書

1 委託業務の目的

埼玉版FEMAとして、応急住宅の供給に関する訓練を通じて、災害発生時に対処すべき事項や役割分担について、関係機関（県、市町村、協定団体及び埼玉県住宅供給公社等の関係者をいう。以下、同じ。）同士の強固な連結を推進し、災害時の住宅の供給体制を強化することを目的とする。

2 契約主体

埼玉県知事

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月5日（金）まで

4 業務内容

災害救助法に基づく建設型及び賃貸型応急住宅の供与並びに県営住宅の一時提供の業務について、本県が備える各マニュアルや要領等（以下、「既存マニュアル」という。別紙参照）を用い、災害時の住宅の供給に関する訓練を実施する。各訓練において必要な事項は以下のとおりである。

(1) 共通事項

ア 災害発生時の対応に着目したシナリオの作成

イ 訓練の準備

- ・シナリオや参考資料、投影資料など、訓練で使用する資料の作成、準備
- ・当日スケジュール、会場レイアウト図、アンケート等、訓練に付随する資料の作成、準備
- ・ウェブカメラや文房具等、訓練で使用する物品の準備

ウ 当日の運営

訓練中は進行役（ファシリテーター）を主として担うこと。また、訓練風景の撮影や出席者へのフォローなど、進行補助を行うこと。

エ 訓練実施後

訓練の概要や出席者、アンケート結果等を取りまとめ、訓練結果報告書を作成すること。訓練結果報告書には訓練において明らかとなった課題及び改善案を示すこと。なお、明らかとなった課題及び改善案については応急仮設住宅供給マニュアルの更新の参考とする。

(2) 個別事項

A. 建設型応急住宅の供与

ア 訓練の種類

図上訓練（検討会方式）とし、事前に参加者へ状況を付与する。訓練当日は、対象期間における関係機関の一連の対応を確認することに加え、参加者の理解を深めるために効果的となる場면을適宜取り上げ、参加者同士で議論を行うものとする。

(ア) 対象期間

発災から入居・管理に至るまでの期間。(既存マニュアルを参照)ただし、訓練で取り上げる場面は委託者と協議して決定する。

(イ) 災害の種類

想定する大規模災害は、埼玉県地震被害想定調査報告書等において想定される地震もしくは風水害とする。なお、詳細は委託者と協議して決定する。

イ 参加機関(参加者)

県及び市町村職員 約30人程度を想定

ただし、訓練当日は上記以外の市町村等(約100人程度)へ訓練の様子を配信できる環境をつくること。

ウ 訓練の回数、会場及び時期

訓練の回数は1回とし、会場等については委託者と協議の上、決定する。

なお、訓練に先立ち参加者への事前説明会(Web開催1回)を開催すること。

B. 賃貸型応急住宅の供与

ア 訓練の実施

風水害による被害を想定したロールプレイング訓練を行う。供給方式は自ら探す方式とし、次の訓練(以下「対象訓練」という。)を順次実施する。詳細は、内閣府が作成した「賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き」による。

(ア)「発災後から賃貸型応急住宅への入居の募集開始までのフェーズ」を想定した情報連絡に係る訓練

(イ)「入居の募集開始から入居決定までのフェーズ」を想定した申込み・審査に係る訓練

イ 参加機関(参加者)

県、市町村、協定団体及び不動産店職員 約30人程度を想定

ただし、訓練当日は上記以外の市町村等(約100人程度)へ訓練の様子を配信できる環境をつくること。

ウ 訓練の回数、会場及び時期

訓練の回数は各1回とし、会場等については委託者と協議の上、決定する。

なお、訓練に先立ち参加者への事前説明会(Web開催各1回)を開催すること。

C. 県営住宅の一時提供

ア 訓練の種類

図上訓練(検討会方式)とし、事前に参加者へ状況を付与する。訓練当日は、対象期間における関係機関の一連の対応を確認することに加え、参加者の理解を深めるために効果的となる場面を適宜取り上げ、参加者同士で議論を行うものとする。

(ア) 対象期間

発災から県営住宅の提供準備に至る約3日間の期間。(既存マニュアルを参照)

(イ) 災害の種類

想定する大規模災害は、埼玉県地震被害想定調査報告書等において想定される地震とする。なお、詳細は委託者と協議して決定する。

イ 参加機関 (参加者)

県及び埼玉県住宅供給公社 約7人 (県、公社本社及び各支所) (各支所はWeb参加)

ウ 訓練の回数、会場及び時期

訓練の回数は1回とし、会場等については委託者と協議の上、決定する。

なお、訓練に先立ち参加者への事前説明会 (Web開催1回) を開催すること。

5 成果品について

成果品は以下の表のものを提出すること。

	成果物	提出形式
1	委託業務報告書	電子データ
2	各訓練で使用した災害被害・対処事項ごとのシナリオ・資料等一式	電子データ
3	訓練実施報告書	電子データ

6 その他注意事項

- (1) 発注者の指示により実施しない提案内容を除き、企画提案書等の内容はすべて履行するものとする。ただし、企画提案した内容については、業務を進める中で、委託者と受託者で協議を行った上で、修正や変更を行う場合がある。
- (2) 受託者は、本訓練の目的を踏まえ、災害救助法等の関係法令並びに埼玉県地域防災計画及び関係機関の策定する防災計画等を把握し、業務に反映すること。
- (3) 記録用に適宜写真や映像を撮影し、委託者に電子データで納品すること。また、撮影した写真や映像の権利は委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、専任の担当者を2人配置し、委託者と密接に連絡調整を行うとともに、適宜、打合せを行うこと。打合せは対面とWebのどちらでもよい。また、打合せの資料及び会議録を作成すること。なお、作成に係る費用は受託者が負担すること。
- (5) 訓練の会場費や備品等に係る費用は受託者が負担すること。また、必要に応じて外部講師を招いた場合、謝金等に係る費用は受託者が負担すること。
- (6) 委託者の指示に従って事業の実施結果報告書を作成すること。

7 委託業務実施に当たっての留意点

(1) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権 (著作権法第27条及び第28条記載の各権利を含む) を委託者に譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者が権利を有する著作物

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(3) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

別紙：既存マニュアル一覧（参考）

	マニュアル名
1	埼玉県応急仮設住宅（建設型）供給マニュアル
2	埼玉県賃貸型応急住宅供給マニュアル
3	埼玉県賃貸型応急住宅不動産店向けマニュアル
4	埼玉県地域防災計画
5	都市整備部業務継続計画（BCP）
6	住宅課災害対策要領（県営住宅管理編）